

公 示

石川県警察本部告示

第 21 号

令和8年6月5日

石川県警察本部長



道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について
公開による意見の聴取及び聴聞を行うので、同法第104条第1項及び同法第1
04条の2第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

記

1 意見の聴取

- (1) 期日 令和8年6月23日 午前9時30分集合
- (2) 場所 金沢市東蚊爪町2丁目1番地
石川県運転免許センター 3階 意見の聴取室

2 聴聞

- (1) 期日 令和8年6月23日 午前11時00分集合
- (2) 場所 金沢市東蚊爪町2丁目1番地
石川県運転免許センター 3階 聴聞室